

第4次春日井市障がい者総合福祉計画

《計画の期間》

平成30年度～平成32年度

《第3次計画の期間(H27～H29)の法制関連の動向》

平成27年 難病医療法の施行

平成28年 障害者差別解消法の施行

障害者雇用促進法の改正(平成28年4月1日施行)

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正(平成30年4月1日施行)

《第4次計画の経過》

平成28年6月 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

平成28年10月 「障がい者のくらし・社会参加に関するアンケート調査」を実施

平成29年3月 国が第5期障害福祉計画の基本指針を告示

《基本理念》

「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」 (現計画と変更なし)

《重点目標》

1 相談支援体制の充実

☆計画相談支援及び障がい児相談支援の周知

☆基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所への支援

☆相談支援専門員の増員

☆基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター、障がい者就業・生活支援センターの周知

2 障がい児支援の充実

☆重症心身障がい児が利用可能な事業所の確保

☆医療的ケア児への支援

☆児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくり

☆サポートブックの活用の推進

☆特別支援教育支援員の配置の推進

3 障がいに対する理解の促進

☆障がい者の権利と差別解消に関する啓発

☆障がい者の虐待防止に関する啓発

☆障がい福祉教育や交流学习等の推進

《基本的視点》

1 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

2 当事者本位の総合的な支援

3 障がい特性等に配慮した支援

4 アクセシビリティの向上

5 総合的かつ計画的な取り組みの推進

《分野》

(9⇒10)

① 生活支援

② 障がい児の支援 **新規**

③ 保健・医療

④ 教育、文化芸術活動・スポーツ等

⑤ 雇用・就業、経済的自立の支援

⑥ 生活環境

⑦ 情報アクセシビリティ

⑧ 防災・防犯

⑨ 差別の解消及び権利擁護の推進

⑩ 行政サービス等における配慮